

No	Q	対象		区分					A	
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告		工事中 工事後
1	近隣住民への戸別説明は、説明資料を投函しても構わないか。	○					○			近隣住民への説明は、対面で説明することを原則としています。なお、戸別説明のため近隣住民を訪問した際に留守だった場合に限り、投函することを止むを得ないものとして認めています。ただし、在宅の有無を確認せず説明しないまま資料を投函したり、留守であることを前提で訪問し投函するなどの対応は、制度の趣旨を遺脱した行為であるほか、トラブルの原因にもなることから、条例の趣旨を十分理解し、留守の場合は複数回訪問するなど丁寧な対応をすることが建築主等には求められます。
2	計画地に隣接するマンションに居住する近隣住民に説明会開催の周知や個別説明を行う場合、オートロックでセキュリティが厳しいため対応できないことから説明不可としてよいか。	○				○	○			マンションや事務所ビルにおいては、建物内への進入が防犯管理上制限されている場合があります。このような場合、説明会開催の周知や戸別説明については、資料の掲示や閲覧などの方法も認めています。建物の所有者や管理者の方に相談し協力を得て周知方法を検討してください。
3	説明対象となる範囲に土地や建物を所有する近隣住民が市外に居住している場合は、どのような方法で説明を行うべきか。	○					○			説明対象となる土地や建物の所有者が、市外に居住している場合等については、資料を郵送することで戸別説明とすることを認めています。 なお、郵送に係る時間や意見を求める期間に十分配慮するようお願いいたします。
4	説明の対象となる範囲外に居住しているが、建築主等に説明を求めることができるか。		○			○	○			条例では、近隣住民以外として、中高層建築物等の建築等が原因となって、電波障害、工事の騒音、地下水の枯渇、ゴミの堆積、通学路の安全の低下等、影響を受ける所有者・関係者（※）等を周辺住民として規定し、建築主等に対して建築計画の説明を求めることができます。 この周辺住民の対象とならない方は、条例に基づいた説明を求めることはできません。 ※町内会、児童・生徒及びその保護者等
5	説明の対象となる範囲内に、市の施設や土地があるが近隣住民として説明が必要か。	○				○	○			説明の対象となることから、市や県などの公共施設の管理者や所管課に説明を行ってください。なお、道路や河川については、条例上の説明対象として取扱いしていませんが、乗り入れや給排水など施工上の関係法令については、適切に管理者と協議を行った上で工事に着手してください。
6	説明会と戸別説明の両方を行い近隣住民に周知したが、周知状況報告書は、まとめて提出してよいか。	○					○	○		特定中高層建築物の建築計画において説明会を開催した場合は、説明会における参加者の意見（※）を早急に集約する必要があることから、説明会を開催した日からおおむね7日以内に提出してください。また、戸別説明については最後の訪問日からおおむね14日以内に提出してください。 なお、中高層建築物等の建築計画においては、この限りではありませんので、まとめて提出して構いません。 ※特に景観形成に関わる意見は、景観審議会に提供する必要が生じます。